

第25期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時開始
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
アクロス福岡7階
大会議室

株式会社アイキューブドシステムズ
証券コード：4495

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目次

株主の皆様へ	P 1
第25期定時株主総会招集ご通知	P 2
株主総会参考書類	P 8
事業報告	P15
連結計算書類	P43
計算書類	P45
監査報告	P47

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月の令和8年熊本地震の被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

ここに、第25期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、パーパスである「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」のもと、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、デザインとエンジニアリングの力で、お客様の挑戦を支える製品・サービスの提供に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展を背景に、企業、自治体、教育機関など幅広い分野でDXへの取り組みが一段と進展しました。それに伴い、IT資産管理やサイバーセキュリティの重要性はますます高まっており、当社グループを取り巻く事業環境も着実に変化しております。

このような環境のもと、当社グループは、主力サービスであるCLOMOを中心に、お客様に安心してご利用いただける製品・サービスの提供と継続的な価値向上に努め、顧客基盤の拡大とサービス品質の向上を進めてまいりました。また、生成AIなどの新たな技術についても積極的に社内でも活用し、業務効率化や生産性向上を推進することで、より良いサービスを継続的に提供できる組織基盤の強化にも取り組んでおります。

私たちは、企業価値とは、お客様からの信頼を積み重ね、その期待に応え続けることで生まれるものであると考えております。今後も、市場環境や技術の変化を的確に捉えながら、製品・サービスの価値向上に努めるとともに、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役執行役員社長 CEO
佐々木 勉



株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神四丁目1番37号

株式会社アイキューブドシステムズ

代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第25期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.icubedsystems.com/ir/library/shareholdermeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイキューブドシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「4495」を入力し、検索のうえ、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご来場に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載の方法により、2026年9月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本株主総会は株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1 開催日時	2026年9月29日（火曜日）午前10時開始（受付開始 午前9時30分）
2 開催場所	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡 7階 大会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第25期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 以上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をしていただいた株主様へ送付している書面にも掲載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類を記載した書面をご送付しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知2頁に掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時 2026年9月29日（火曜日）午前10時開始
（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合

■ 議決権行使書用紙を郵送する場合



行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ投函。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

■ インターネットによる議決権行使の場合（パソコン又はスマートフォン）



行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後5時入力分まで

各議案に対する賛否をご入力。行使方法につきましては、5頁をお読みください。

▲ ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。
4. 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
5. インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回又はパソコン、スマートフォンにて重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

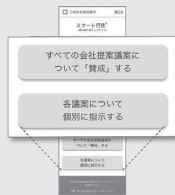
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、「議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

▶三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

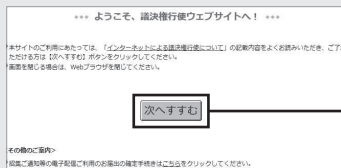
用紙のご請求等、
その他のご照会 ☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

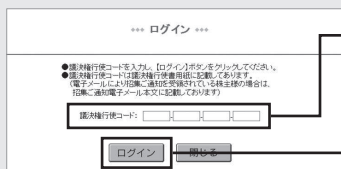
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

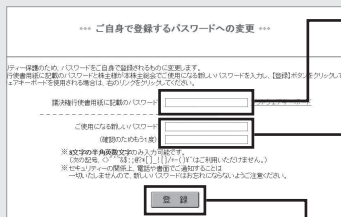
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

- ・本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- ・パソコン又はスマートフォンから、以下の方法により配信用ウェブサイトアクセスしていただき、株主ID及びパスワードを入力の上、ご視聴ください。

配信日時

2026年9月29日（火曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

当日の視聴方法

パソコン又はスマートフォンにて以下の配信用ウェブサイトアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト <https://v.srdb.jp/4495/2026soukai/>



株主ID：議決権行使書用紙記載の「株主番号」（数字9桁）

パスワード：議決権行使書用紙記載の「郵便番号」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。議決権行使書用紙を投函される場合は、その前にお手元に「株主番号」をお控えください。

ご視聴にあたってのご注意事項

- ・インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前にインターネット又は郵送による議決権行使をお願いいたします。
- ・ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主様は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- ・株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

- ・ご使用のパソコン又はスマートフォンの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト（<https://www.icubedsystems.com/ir/library/shareholdermeeting/>）にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041
(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からのご質問を本株主総会前にもインターネットを通じてお受けいたします。

受付期間

2026年9月10日（木曜日）～2026年9月22日（火曜日）午後5時まで

受付方法

パソコン又はスマートフォンにて以下の質問受付用ウェブサイトアクセスし、株主番号を入力してください。

質問受付用ウェブサイト <https://q.srdb.jp/4495/>



※株主番号は議決権行使書用紙に記載されております。

- ・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・本株主総会にて取り上げさせていただくご質問への回答の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(2名)は任期満了となります。

つきましては取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、全ての候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	さ さ き つとむ 佐々木 勉	所有する当社の株式数	2,715,330株	再任
1973年8月4日生					



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 株式会社システムライフ 入社
- 2001年1月 アイキューブドシステムズ 個人創業
- 2001年9月 有限会社アイキューブドシステムズ(現当社) 設立 代表
- 2003年9月 当社 代表取締役社長 CEO
- 2020年8月 当社 代表取締役社長 CEO (内部監査室担当)
- 2021年9月 当社 代表取締役社長 CEO (全部門統括)
- 2021年11月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役(現任)
- 2022年9月 当社 代表取締役執行役員社長 CEO (全部門統括)(現任)
(現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

佐々木勉氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。

今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

さか た たか のり
坂田 崇典

1969年9月4日生

所有する当社の株式数

7,000株

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社） 入社
1997年 10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）
入社
2000年 8 月 株式会社日経BP 入社
2005年 11月 アウンコンサルティング株式会社 入社
2006年 8 月 同社 取締役常務執行役員
2014年 6 月 AUN Global Marketing Pte. Ltd. 取締役
2014年 6 月 アウンコンサルティング株式会社 取締役専務執行役員
2015年 6 月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役
2017年 6 月 AUN Vietnam Co., Ltd. 監査役
2019年 6 月 アウンコンサルティング株式会社 取締役副社長
2024年 4 月 当社 入社 管理本部 副本部長
2024年 7 月 当社 執行役員 管理本部 本部長
2024年 9 月 当社 取締役執行役員 管理本部長 CFO（管理部門担当）（現任）
2024年 9 月 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役（現任）
2025年 3 月 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事（現任）
2025年 3 月 ワンビ株式会社 取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

坂田崇典氏は、コンサルティング会社等での経験、上場会社における管理部門や経営者としての経験、海外事業における豊富な経験と見識を有しており、2024年9月から当社の取締役執行役員 管理本部長 CFOを務めております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として当社の事業拡大及び経営管理体制強化への貢献を期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐々木勉氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 「所有する当社の株式数」については、2026年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	増田 真一郎 ます だ しん いち ろう 1963年9月6日生	所有する当社の株式数 一株	新任	社外
			独立	



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 日本電気ホームエレクトロニクス株式会社 入社

1991年4月 東京国税局 入局

1995年7月 国税庁 長官官房企画課システム開発室

2016年7月 東京国税局総務部情報処理管理官

2018年7月 神奈川税務署副署長

2020年7月 麹町税務署副署長

2023年7月 三次税務署長

2024年7月 東京国税局総務部企画課

2025年7月 東京国税局情報システム部

(現在に至る)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

増田真一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税務に関する深い学識を有するとともに、国税庁及び国税局等における長年の職務を通じて培われた豊富な税務経験及び専門的知見に加え、システム関連部署におけるIT・システム分野の知見も有しております。これらの豊富な経験と専門性を活かし、当社の取締役の職務執行に対する監督を行うとともに、専門的な見地から提言及び助言をいただくことを期待しております。

当社の監査・監督機能の強化及び経営の妥当性・適正性の確保に寄与するとともに、常勤の立場から実効性の高い監査を行っていただけるものと判断し、新たに常勤監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

うち だ ゆう こ
内田 裕子

1968年10月29日生

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 大和証券株式会社 入社
2000年 1 月 有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役
2016年 5 月 金沢機工株式会社 社外取締役（現任）
2017年 9 月 工藤建設株式会社 社外取締役
2019年 9 月 当社 社外取締役
2020年10月 株式会社松本商店 社外取締役
2021年 1 月 株式会社スイングバイクリエーション 設立 代表取締役社長（現任）
2021年 4 月 株式会社良知経営 社外取締役
2022年 9 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 1 月 株式会社良知経営 取締役
2024年 3 月 一般社団法人横浜イノベーション推進機構 監事
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田裕子氏は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、これらの豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年、監査等委員である社外取締役に就任してから年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

3

ふる みや

よう じ

古宮 洋二

1962年11月26日生

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 日本国有鉄道 入社
1987年 4 月 九州旅客鉄道株式会社 入社
2005年 5 月 同社 鉄道事業本部企画部長
2006年 5 月 同社 鉄道事業本部運輸部長
2010年 6 月 同社 鉄道事業本部営業部長
2011年 6 月 同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
2012年 6 月 同社 総務部長
2012年 6 月 同社 取締役総務部長
2012年 9 月 同社 取締役鉄道事業本部フルーズトレイン本部長兼総務部長
2013年 6 月 同社 取締役総務部長
2016年 6 月 同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2018年 6 月 同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2019年 6 月 同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2020年 6 月 同社 取締役専務執行役員総合企画本部長
2022年 4 月 同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者（現任）
2022年 9 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古宮洋二氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、これらの豊富な経験と独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

4

まい た やす こ
舞田 靖子

1973年7月26日生

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月 ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2010年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社
（現PwCアドバイザリー合同会社）出向
2012年7月 西村あさひ法律事務所 東京事務所
（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
2013年7月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員
2018年4月 北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授
2020年4月 九州大学法科大学院 非常勤講師
2022年6月 舞田法律事務所 設立 代表
2022年6月 熊本電気鉄道株式会社 監査役（現任）
2022年9月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年6月 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役（現任）
2024年3月 弁護士法人舞田法律事務所 設立 社員（現任）
2025年3月 リーフラス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
（現在に至る）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

舞田靖子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、これらの豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田真一郎氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、増田真一郎氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 当社と内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏が選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、増田真一郎氏の選任が承認された場合も、当社と増田真一郎氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、各氏とも年間500万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。
5. 「所有する当社の株式数」については、2026年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以 上

事業報告 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループの事業展開としては、企業、教育、医療機関、行政機関などで活用されるモバイル端末の一元管理・運用を行うモバイル端末管理ソフトウェアサービスを提供する「CLOMO事業」を主軸としております。近年はDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展を背景に、従来のモバイル端末管理に加え、PCや業務専用端末を含むエンドポイント管理市場へも事業領域を拡大しており、2025年1月にはWindows PC向け情報漏洩対策ソリューションを開発・提供するワンビ株式会社を子会社化するなど、サービスポートフォリオの拡充も進めております。また、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じた投資活動により、グループの持続的成長とスタートアップ企業の新たな価値創造を支える「投資事業」を運営しております。さらに、当社グループの新たな市場領域への進出及び収益源の創出を図るべく、M&Aを通じた新事業開発にも積極的に取り組んでおります。

株主還元につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施に加えて、株主優待制度を導入しております。当連結会計年度においては、1株当たり中間配当18円を実施し、期末配当18円に加え、上場5周年記念配当2円を実施することを決定いたしました。これにより、1株当たり年間配当は38円となりました。

当連結会計年度の経営成績の状況について、売上高は、CLOMO事業において既存顧客の利用拡大（ライセンス数の増加）が進展したことに加え、株式会社NTTドコモが提供するMDMサービス「あんしんマネージャー」のサービス提供終了（2026年3月）に伴い、当社が同社へOEM提供する「あんしんマネージャーNEXT」への移行需要を着実に取り込んだことにより、前年同期比で増加しました。

売上原価は、ソフトウェアのリリースタイミングの影響により減価償却費が減少したこと

から、前年同期比で減少しました。販売費及び一般管理費については、グループの拡大に伴う人件費やのれん償却費の増加に加えて、人員増強に向けた人材採用費の増加や、サービス認知度向上に向けた広告宣伝費の増加などにより、前年同期比で増加しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,440,721千円、営業利益1,170,442千円、経常利益1,155,654千円、親会社株主に帰属する当期純利益730,116千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a) CLOMO事業

CLOMO事業においては、2010年から提供を開始したモバイル端末管理ソフトウェアサービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」（以下、CLOMOサービスとする。）を事業の主軸に、クラウドを利用したB to Bサービスをサブスクリプションの形で提供しており、2025年12月に公表されたMDM市場（自社ブランド）シェアにおいて、2011年度から15年連続でシェアNo. 1を達成しました。さらに、CLOMOサービスは2024年2月に「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録され、政府が求める高いセキュリティ水準をクリアしたサービスとして認められております。

当連結会計年度においては、引き続き、既存及び新規の販売パートナーとの連携を強化しました。既存の販売パートナーに対しては、業界動向に関する情報交換や製品知識のアップデートを目的としたパートナー会をエリアごとに定期開催するなど、対面でのコミュニケーションを促進し、関係強化を図りました。また、医療・官公庁市場やエンドポイント管理市場における販売体制の強化に向けて、新たな販売パートナーの開拓を進め、販売網の拡大に取り組みました。このような取り組みの結果、自社ブランド製品であるCLOMO MDMの販売に加え、株式会社NTTドコモが提供するMDM「あんしんマネージャーNEXT」へのOEM提供を通じた新規顧客の獲得が進み、着実に顧客基盤が拡大しました。

マーケティング活動においては、業務のデジタル化が進む医療・官公庁市場をターゲットとした取り組みを推進し、イベント出展や導入事例の発信を通じて認知度向上に努めました。その結果、2026年6月には、医療分野及び官公庁などの公共分野においてシェアNo. 1を獲得しました。

CLOMO事業の売上拡大に向けては、顧客基盤の拡大に加えてARPU（Average Revenue Per Userの略称であり、導入法人数当たりの平均月間単価。）の向上が重要であるため、オプションサービスの拡充戦略を推進しました。具体的には、セキュリティ対策製品や運用支援サービスなど、MDMの周辺サービスをラインナップし、クロスセルを通じたARPUの向上に取り組みました。その一環として、2025年12月には、トレンドマイクロ株式会社が開発するモバイルセキュリティソリューション「Trend Vision One Mobile Security」の提供を開始し、モバイルセキュリティ領域における提供価値の向上を図りました。

エンドポイント管理市場への進出に向けた取り組みにおいては、CLOMOサービスのWindows PC向け機能を拡充したほか、2025年1月に子会社化したワンビ株式会社との連携強化を進めました。同社との販路共有を開始したことで、当社グループのモバイル端末向け販売網を活用した同社製品の展開に加え、同社が有するPC向け販売網を活用したCLOMOサービスの提案機会が拡大しました。さらに、当社グループの技術基盤や運用ノウハウを活用したサービス連携を進め、2025年12月より「CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE」の提供を開始しました。これは、総務省のガイドラインに準拠したデータ消去機能を提供し、Windows PCを中心とした業務環境における情報セキュリティの強化を実現するものです。引き続き、Windows PC向けサービスの強化に加え、販路共有による顧客基盤の拡大を図りながら、CLOMO事業のさらなる成長を目指してまいります。

これらの取り組みにより、導入法人数は10,741社(前連結会計年度末に比べ2,121社、24.6%増)に達しました。

この結果、売上高は4,440,721千円、営業利益は1,260,400千円となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	3,467,953千円
CLOMO SECURED APPs	売上高	158,723千円
その他	売上高	814,043千円

（注）従来、「TRUST DELETE」に含めておりました売上高は、より適切な表示を目的としてサービス提供形態に基づく区分の見直しを行い、当連結会計年度より「CLOMO MDM」及び「その他」へ組み替えて表示しております。具体的には、CLOMO MDMのオプションサービスである「CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE」を「CLOMO MDM」へ、それ以外のサービスを「その他」へ区分しております。

b) 投資事業

投資事業では、ベンチャーキャピタル子会社である株式会社アイキューブドベンチャーズを通じてアイキューブド1号投資事業有限責任組合を設立し、CVCとして投資活動を推進しております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企业及び当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業としており、当連結会計年度末時点の累計投資社数は9社となっております。

この結果、営業損失は89,958千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は296,366千円で、その主な内容は、ソフトウェアの開発288,849千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第22期 (2023年6月期)	第23期 (2024年6月期)	第24期 (2025年6月期)	第25期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売上高 (千円)	2,665,041	2,949,083	3,749,791	4,440,721
経常利益 (千円)	609,938	668,440	877,758	1,155,654
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	440,098	463,463	558,635	730,116
1株当たり当期純利益 (円)	83.33	87.96	109.62	149.36
総資産 (千円)	3,399,411	3,609,238	4,438,748	5,186,765
純資産 (千円)	2,573,506	2,579,565	2,860,908	3,386,709
1株当たり純資産額 (円)	484.70	503.60	523.80	623.24

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 又は 出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アイキューブドベン チャーズ	10,000 千円	100.0%	投資事業、投資事業組合の運用、投資先 支援等
アイキューブド1号投資事業 有限責任組合	700,000 千円	99.0% (1.0)	投資事業
ワンビ株式会社	67,000 千円	53.8%	Windows PC向け情報漏洩対策サービ スの開発・提供
10KN COMPANY LIMITED	3,517,335 千VND	100.0%	ソフトウェアの受託開発事業

(注) 当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合の内数を表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① エンドポイント管理市場の拡大と顧客ニーズの高度化への対応

CLOMO事業は、法人等で業務利用されるモバイル端末の管理（MDM）を中核として事業を展開しておりますが、近年はスマートフォンやタブレットに加え、PCや業務専用端末などを含むエンドポイント全体の管理へと市場が拡大しております。また、情報セキュリティ対策の高度化や運用効率化へのニーズの高まりを背景に、顧客が求める管理機能や提供価値も多様化しております。

このような事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するためには、モバイル端末管理で培ってきた技術力や顧客基盤を活かし、PCを含む幅広い管理対象への対応や、運用支援サービス、セキュリティ機能などの提供価値を継続的に拡充していくことが重要な課題であると認識しております。当社グループは、グループ会社との連携による製品開発力や販売体制の強化に加え、OSベンダーや販売パートナーとの連携を推進することで、多様化する顧客ニーズに対応したサービス提供体制を構築してまいります。

また、提供価値の向上を通じて既存顧客への提案領域を拡大し、顧客当たり売上の向上と継続的な競争優位性の確立に取り組んでまいります。

② 開発体制の強化

今後のさらなる事業拡大に向けては、多様化する顧客ニーズへ迅速に対応し、新たなサービスや機能の開発を継続していくことが重要であると認識しております。そのためには、開発人材の確保・育成に加え、開発プロセスの高度化による生産性向上など、開発体制を継続的に強化していくことが重要な課題であると考えております。

当社グループでは、優秀なエンジニアの採用・育成に継続して取り組むとともに、社内外の技術交流や研修への参加を通じて技術力の向上を図ってまいります。また、AIをはじめとする新たな技術も積極的に活用し、開発プロセスの自動化や品質向上、開發生産性の向上に取り組んでまいります。

さらに、グループ会社や外部リソースとの連携に加え、M&Aも活用しながら、中長期的な開発力の強化に取り組んでまいります。

③ サービス品質及びセキュリティ体制の強化

当社グループが提供するサービスにおいては、高い品質と安定性を維持するとともに、情報セキュリティ対策を強化することが重要であると認識しております。企業におけるDXの進展やサイバー攻撃の高度化を背景に、顧客から求められるサービス品質やセキュリティ水準は年々高まっております。

このような中、当社グループでは、品質保証プロセスの改善やテスト体制の強化を通じて、サービス品質の向上に取り組んでおります。また、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への登録をはじめ、高いセキュリティ水準を維持するとともに、安定したサービス提供体制の構築に努めてまいります。

今後も、品質及びセキュリティ体制の強化を通じて、安心して利用できるサービスを提供し、顧客満足度向上に取り組んでまいります。

④ 顧客支援体制の強化

CLOMO事業はサブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続的な事業成長のためには、高いライセンス継続率を維持するとともに、顧客との長期的な関係を構築することが重要であると認識しております。そのため、サポート体制及び活用支援体制の充実が重要な課題であると考えております。

当社グループでは、自社による電話・メールでのお問い合わせ対応に加え、定期的な面談やセミナーの開催などを通じて、顧客の課題解決や製品・サービスの活用促進を支援しております。これらの取り組みを通じて、顧客満足度の向上やライセンス継続率の維持・向上に加え、新たなサービスの提案機会の創出にも努めてまいります。

一方で、顧客数の増加に伴い、サポート業務の効率化も重要な課題となっております。今後は、操作マニュアルやレクチャー動画の充実に加え、AIを活用したチャットボットなどを導入し、サービス品質を維持しながら、効率的で持続可能な顧客支援体制の構築を進めてまいります。

⑤ 事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、CLOMO事業を中心に安定した事業基盤を構築しておりますが、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、既存事業の競争力を維持・強化するとともに、その周辺領域への事業展開や新たな事業機会の創出を通じて、事業ポートフォリオを継続的に

拡充していくことが重要な課題であると認識しております。

このような中、当社グループは、グループ会社との連携を通じて、エンドポイント管理領域や導入・運用支援サービスなど、CLOMO事業との親和性が高い領域への展開を進め、顧客に対してより幅広い価値を提供できる事業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、これまでの投資活動等を通じて培ったネットワークや知見も活用しながら、当社グループとのシナジーを重視したM&Aや資本業務提携、新規事業の創出に積極的に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社4社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合、ワンビ株式会社、10KN COMPANY LIMITED）の計5社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業や教育、医療、官公庁など様々なビジネスシーンにおいて活用が進むモバイル端末に対し、一元的な管理・運用、業務効率化向上、セキュリティ強化などを支援するサービスを提供する「CLOMO事業」及びCVCを通じたスタートアップ投資によって当社グループの持続的な成長を目指す「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。なお、これらの区分はセグメントと同一の区分であります。

① CLOMO事業

CLOMO事業は、法人向けモバイル端末（iPhoneやAndroid等のスマートフォン、タブレット、モバイルPC）を、一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」を中心に、モバイル端末向けアプリケーション「CLOMO SECURED APPs」、Windows PC向けの情報漏洩対策サービス「TRUST DELETE」を開発・提供しております。

これらのサービスはクラウドを介して提供しております。クラウド上でのソフトウェア管理により多くの顧客に対応でき、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受できる収益構造となっております。また、月額や年額で定額課金するサブスクリプション型を採用しており、サービス提供開始後は解約や契約ライセンス数の減少がない限り、毎月安定した

収益を積み上げることができます。この安定した収益基盤により、事業の成長を目指しております。

CLOMO事業を構成する主要なサービスの詳細は、次のとおりであります。

a) CLOMO MDM

CLOMO MDMは、企業や法人等が使用する多数のiPhoneやAndroid等のスマートフォン、タブレットを一元的に管理・運用するサービスであり、主な機能としては、「利用状況の監視（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」「運用効率化（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」「盗難/紛失時の対策（盗難/紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等を行うことができます。さらに、CLOMO MDMとセットで使用するオプションサービスについても、時流に合わせて継続的に拡充し、充実したラインナップを取り揃えております。

【サービス提供体制と強み】

当社は、ソフトウェアの開発、ライセンス販売、サービス運用、プラットフォーム管理、カスタマーサポートの全てを自社で一貫してコントロールする統合的な体制を強みとしております。これにより、サービス運用やカスタマーサポートで得た知見や顧客からの要望を、新たなソフトウェア開発や既存ソフトウェアの改善に迅速に反映させることが可能であり、サービスの競争力向上を支えております。

【販売戦略と顧客支援】

当社は、主に販売パートナー（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を通じてサービスを提供しており、販売パートナーへの製品勉強会の定期開催や、当社のテクニカルコンサルタントによる商談サポートを通じて、販売活動を支援しております。

また、サービス導入後の顧客に対しては、自社による電話・メールでのお問い合わせ対応に加え、定期的な利用状況のモニタリングや、製品活用セミナーを開催することで、高い継続率と顧客満足度を維持しております。

これらの導入支援や導入後の積極的なサポート体制を評価いただき、大規模運用ユーザーも含めて業種業態を問わず採用されております。また、主要な販売パートナーである株

式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴いCLOMO MDMが採用され、2022年9月よりOEM提供を開始しました。これにより、中小規模企業へのサービス導入もさらに進んでおります。

【マルチOS対応とパートナーシップ】

CLOMO MDMは、Apple Inc.の「Volume Purchase Program」や「Automated Device Enrollment」に対応しており、iOSデバイスの管理・活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、Google LLCの提供する「Android Enterprise Recommended」を取得しており、「Android Enterprise Partner Program」においては4年連続でGold Partnerとして認定されております。さらに、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社と協業（重要な投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けております。）しており、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「利用状況の監視」「運用効率化」「盗難/紛失時の対策」を、モバイル端末、アプリケーション、情報コンテンツのそれぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。 CLOMO MDMは、iOS、Android、macOS、WindowsOS、ChromeOSで動く端末に対応しております。
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	様々なOSやモバイル端末に対応した、企業専用の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。 CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」等を行うことで、企業の管理者が利用者に対して業務利用アプリ（業務利用アプリの例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を効率的に配布、管理できるサービスです。
3. CLOMO オプションサービス	CLOMO MDMをさらに安心・便利に利用するための各種オプションサービスです。主に、モバイル端末の活用における様々なリスクを防ぐためのハイエンドセキュリティオプションサービスや、企業の管理者に対してモバイル端末の管理負担を軽減するための支援サービスを提供しております。 主な製品は下記のとおりです。 ・CLOMO アドバンスドワイプ secured by TRUST DELETE（情報漏洩対策） ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（デバイス証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（持ち出し対策） ・CLOMO HOME（Android ホーム画面作成） ・CLOMO リモートデスクトップ powered by TeamViewer（リモートアクセス） ・Harmony Mobile（モバイルセキュリティソリューション） ・Trend Vision One Mobile Security（サイバーセキュリティ対策） ・キittingサービス（キitting作業を代行） ・サポートチケット（導入・運用のサポート） ・運用代行サービス（CLOMO MDMの運用代行） ・リモートオペレーションサービス（24時間365日、紛失時の対応） ・オンボーディングサービス（初期設定から運用開始までを一貫して支援）

b) CLOMO SECURED APPs

近年のDX化に伴い、業種業態を問わず様々なビジネスシーンでモバイル端末の活用が進む中、モバイル端末自体の管理に留まらず、企業が業務上で使用するアプリケーションに対しても、顧客情報や機密情報の流出を防ぐための高いセキュリティ要件が求められています。

CLOMO SECURED APPsは、セキュリティとアプリケーションの使い勝手の良さを両立させることでモバイル端末の活用を支援する、企業向けのモバイルアプリケーションです。具体的には、ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しており、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティ要件を満たしながら、個人向けアプリケーションと同様の使い勝手を実現しております。

製品・サービス名	概要
4. CLOMO SECURED APPs	ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応しており、MDMとセットでの活用はもちろん、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しております。

c) TRUST DELETE

TRUST DELETEは、子会社であるワンビ株式会社が提供する、Windows PCの紛失・盗難に備える情報漏洩対策ソリューションです。リモートワークの普及等で、業務用のWindows PCを社外へ持ち出す機会が増加する中、企業においては個人情報や業務情報などの会社資産の保護・漏洩防止に対する意識が高まっております。

TRUST DELETEは、電源が入っていない端末やインターネットに接続できないオフライン環境の端末に対しても、遠隔からデータ消去を実行できる機能を備えております。また、データ消去は、NIST（米国国立標準技術研究所）が策定したガイドラインに準拠しており、データの復元が極めて困難な消去を実現しております。お客様が安心してパソコンを持ち出して活用できる環境を実現することで、テレワークやモバイルワークの推進な

ど、お客様の事業活動の活性化に貢献しております。

製品・サービス名	概要
5. TRUST DELETE	Windows PCの紛失・盗難時に遠隔ロックやデータ消去を実行することで、情報漏洩や不正利用を防止するサービスです。また、廃却・返却時のデータ消去にも活用することが可能であり、消去した際のステータスレポートの発行にも対応しております。

② 投資事業

投資事業では、当社グループの持続的な成長を実現するべく、ベンチャーキャピタル子会社である「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を通じて「アイキューブド1号投資事業有限責任組合」を設立し、スタートアップ投資を行っております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社グループの事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企业や、当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象としており、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (2026年6月30日現在)

① 当社

本社 : 福岡本社 (福岡県福岡市中央区)
東京本社 (東京都港区)
営業所 : 札幌オフィス (北海道札幌市北区)
仙台オフィス (宮城県仙台市青葉区)
名古屋オフィス (愛知県名古屋市西区)
大阪オフィス (大阪府大阪市北区)
広島オフィス (広島県広島市中区)

② 子会社

株式会社アイキューブドベンチャーズ (福岡県福岡市中央区)
アイキューブド1号投資事業有限責任組合 (福岡県福岡市中央区)
ワンビ株式会社 (東京都新宿区)
10KN COMPANY LIMITED (ベトナム・ハノイ市)

(7) 使用人の状況 (2026年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
221 (26)	24名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
153 (19)	14名増 (1名増)	35.4	5.0

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

2 株式の状況 (2026年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 5,311,450株 (自己株式420,168株を含む)

(3) 株主数

2,779名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
佐々木 勉	2,715	55.51
畑中 洋亮	421	8.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	177	3.63
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	62	1.28
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	61	1.25
大野 尚	60	1.22
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60	1.22
J . P . M O R G A N B A N K L U X E M B O U R G S . A . 3 8 1 5 9 1	57	1.17
株式会社SBI証券	47	0.97
光通信KK投資事業有限責任組合	36	0.74

(注) 自己株式 (420,168株) は、上記大株主及び持株比率の計算から除いております。なお、自己株式には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式14,600株を含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に行使した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	2,000	1

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 新株予約権の行使により発行済株式の総数が2,700株増加しております。
- ② 当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、所定の要件を充足する当社の従業員 (以下「従業員」という。) を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」 (以下「本制度」という。) の導入を決議しております。

a) 本制度の概要

本制度では、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「ESOP信託」という。) と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、ESOP信託から、当該信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、受益者要件を充足する従業員に交付及び給付するものです。なお、ESOP信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、受益者候補である従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

b) 従業員に取得させる予定の株式の総数
14,600株

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中において当社使用人に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2026年6月30日)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	佐々木 勉	CEO 全部門統括 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役
取締役 執行役員	坂田 崇典	管理本部長、CFO 管理部門担当 株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役 一般財団法人アイキューブド財団 代表理事 ワンビ株式会社 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	東 能利生	東能利生公認会計士事務所、代表 福岡ひびき信用金庫 非常勤監事 株式会社アイキューブドベンチャーズ 監査役
取締役 (監査等委員)	内田 裕子	金沢機工株式会社、社外取締役 株式会社スイングバイクリエーション 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	弁護士 熊本電気鉄道株式会社 監査役 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役 弁護士法人舞田法律事務所、社員 リーフラス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、社外取締役です。
2. 当社は、重要な社内会議等への出席等による情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、東能利生氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）東能利生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）舞田靖子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的知見を有するものであります。
5. 当社と兼業先の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。
6. 当社は、取締役東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を当社及び子会社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭による基本報酬のみを支払うこととします。

- b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

- c) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会で決議され、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。また、付与される譲渡制限付株式の総数は年1万株以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。

- d) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

- e) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役執行役員社長CEO（全部門統括）佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会が必要に応じて協議のうえ、社外取締役及び監査等委員会の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

② 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、監査等委員の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額1億円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬等は、当該範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額1億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	89,418千円 （－）	85,800千円 （－）	3,618千円 （－）	2名 （0名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	21,600千円 （21,600千円）	21,600千円 （21,600千円）	－ （－）	4名 （4名）

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位・氏名		出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	東 能利生	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験に基づく助言を期待される中、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言しております。また、監査等委員会においては、常勤監査等委員として監査状況を報告するなど、当社の監査体制において適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	内田 裕子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を期待される中、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言し、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	当事業年度に開催された取締役会17回中15回、また、監査等委員会13回中11回にそれぞれ出席し、経営者としての高い見識と豊富な経験に基づく見地から助言を期待される中、当社の経営体制の強化への助言を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地に基づく助言を期待される中、経営の監視・監督に関わる助言を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 27,000千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62,752千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である情報セキュリティ評価制度における監査業務を委託しております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 行動規範、コンプライアンス管理規程を定め、取締役はこれを遵守します。
 - b) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。
 - c) 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めた上で、適切に保存・管理します。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行います。
 - b) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。
 - b) 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

- b) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。
 - c) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告します。
 - b) リスク管理推進委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてリスク管理推進委員会にて報告します。
 - c) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導します。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができます。
- ⑧ 前号の使用人の独立性に関する事項
- a) 監査等委員会の補助者の職務執行について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。
 - b) 監査等委員会の補助者の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。
- ⑨ 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- a) 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査等委員は出席します。
 - b) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いはい行いません。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役社長と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査等委員との緊密な連携などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行に関して

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款、及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査等委員会規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を17回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、役職員はリスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理状況を4回報告し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査人による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不当な扱いを受けないようにしており、監査等委員による監査も行っております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査等委員の職務の執行に関して

監査等委員監査の実効性を高めるため役職員の監査等委員監査に対する理解を深めるように努め、内部監査人や会計監査人と連携し、適正な監査業務を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な経済成長に貢献するとともに、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2026年8月12日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当18円に上場5周年記念配当2円を加えた20円とし、配当金の支払開始日（効力発生日）は2026年9月30日とさせていただきます。これにより、中間配当金18円と合わせて年間配当金は38円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,721,510
現金及び預金	2,925,974
売掛金	497,598
営業投資有価証券	176,508
その他	121,428
固定資産	1,465,255
有形固定資産	31,308
無形固定資産	736,998
ソフトウェア	131,510
ソフトウェア仮勘定	206,923
のれん	105,316
顧客関連資産	287,568
その他	5,679
投資その他の資産	696,948
投資有価証券	403,938
繰延税金資産	259,790
その他	33,218
資産合計	5,186,765

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,713,244
買掛金	89,010
未払法人税等	247,282
契約負債	864,004
賞与引当金	133,375
株主優待引当金	6,868
その他	372,702
固定負債	86,811
繰延税金負債	76,990
株式給付引当金	9,530
その他	290
負債合計	1,800,056
純資産の部	
株主資本	3,023,388
資本金	417,209
資本剰余金	317,209
利益剰余金	3,022,442
自己株式	△733,471
その他の包括利益累計額	15,934
その他の有価証券評価差額金	26,340
為替換算調整勘定	△10,405
新株予約権	13,485
非支配株主持分	333,901
純資産合計	3,386,709
負債・純資産合計	5,186,765

連結損益計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

売上高		4,440,721
売上原価		1,008,543
	売上総利益	3,432,178
販売費及び一般管理費		2,261,735
	営業利益	1,170,442
営業外収益		
受取利息	4,494	
助成金収入	660	
その他	1,340	6,494
営業外費用		
固定資産除却損	127	
投資事業組合運用損	19,687	
その他	1,467	21,282
	経常利益	1,155,654
	税金等調整前当期純利益	1,155,654
	法人税、住民税及び事業税	422,506
	法人税等調整額	△38,046
	当期純利益	771,195
	非支配株主に帰属する当期純利益	41,078
	親会社株主に帰属する当期純利益	730,116

計算書類

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,261,829
現金及び預金	1,660,959
売掛金	449,255
前払費用	147,555
その他	4,060
固定資産	2,133,912
有形固定資産	31,014
建物	18,533
工具、器具及び備品	12,481
無形固定資産	344,699
商標権	5,679
ソフトウェア	132,096
ソフトウェア仮勘定	206,923
投資その他の資産	1,758,198
投資有価証券	403,938
関係会社株式	658,324
関係会社出資金	408,365
長期前払費用	16,267
繰延税金資産	246,063
その他	25,239
資産合計	4,395,742

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,266,771
買掛金	81,769
未払金	200,585
未払費用	76,518
未払法人税等	225,341
契約負債	542,575
預り金	10,841
賞与引当金	122,271
株主優待引当金	6,868
固定負債	9,530
株式給付引当金	9,530
負債合計	1,276,301
純資産の部	
株主資本	3,079,942
資本金	417,209
資本剰余金	317,209
資本準備金	317,209
利益剰余金	3,078,995
その他利益剰余金	3,078,995
繰越利益剰余金	3,078,995
自己株式	△733,471
評価・換算差額等	26,012
その他有価証券評価差額金	26,012
新株予約権	13,485
純資産合計	3,119,440
負債・純資産合計	4,395,742

損益計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

売上高		3,727,060
売上原価		711,844
	売上総利益	3,015,216
販売費及び一般管理費		1,857,289
	営業利益	1,157,926
営業外収益		
受取利息	2,759	
助成金収入	660	
雑収入	422	3,842
営業外費用		
固定資産除却損	127	
投資事業組合運用損	68,619	
雑損失	1,333	70,079
	経常利益	1,091,688
	税引前当期純利益	1,091,688
	法人税、住民税及び事業税	362,234
	法人税等調整額	△11,148
	当期純利益	740,603

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 陽一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

株式会社アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 陽一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

株式会社アイキューブドシステムズ	監査等委員会
常勤監査等委員 東 能 利 生	㊟
監査等委員 内 田 裕 子	㊟
監査等委員 古 宮 洋 二	㊟
監査等委員 舞 田 靖 子	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号

アクロス福岡7階 大会議室 TEL 092-725-9111 (代表)



交通手段

西鉄バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」バス停から徒歩約0分

地下鉄空港線「天神駅」(16番出口 直結) から徒歩約3分

地下鉄七隈線「天神南駅」 5番出口 から徒歩約3分

西鉄天神大牟田線「西鉄福岡(天神)駅」から徒歩約5分

